

試 験

1. 定期試験

試験は原則として、前期または後期の授業科目についてはその学期末、通年の授業科目についてはその学年末に行われます。

試験方法には、筆記、レポートおよび実技その他の方法があります。

受験資格

- ① 当該授業科目が履修登録されていること。
- ② 当該授業科目の出席が開講時数の2/3以上であること。
- ③ 履修登録をした授業科目のうち受験資格を喪失したものについては、当該科目ごとに公表しますので掲示に注意してください。

定期試験実施の要領

- ① 試験は、試験時間割に基づいて行われます。
- ② 試験開始後 20 分を経過してからは入場することは出来ません。
- ③ 途中退室については試験監督の指示に従うこと。
- ④ 受験資格のない者は、試験場に入場出来ません。
- ⑤ 試験場には筆記用具および許可されたもの以外は持ち込めません。
- ⑥ 受験生は学生証を所持しなければなりません。
- ⑦ 定期試験の実施要領（試験時間割、および試験方法）は一週間前に提示します。

追試験

定期試験当日やむを得ない事由により受験が不可能となった者は、願い出により、追試験を認められることがあります。

追試験の受験資格者は次の者で、試験実施前に教務課まで連絡し試験終了の日から一週間以内に追試験を願い出た者に対して、大学が指定する期間及び方法によって原則として一回限り、実施されます。

追試験受験資格者

- ① 天変地異で当日出席不可能になった者
- ② 疾病のため受験不可能になり、試験実施までに教務課に連絡し、すみやかに医師の診断書を提出した者

③ 就職試験のため受験不可能になり、試験実施までに申し出た者

④ その他学長が認めた者

追試験を願い出ようとする者は、所定の追試験願に詳細に事由を記載し、教務課へ提出しなければならない。

試験日時、場所、試験方法などは科目ごとに掲示します。

再試験

定期試験において不可と評価された科目については、願い出により、再試験によって再評価されることがあります。

この場合における単位認定の評価は可となります。

再試験受験資格者

次のいずれかに該当する者は、受験資格がありません。

① 試験場において答案を提出せず、または棄権の意思を表明した者

② 定期試験において不正行為のために答案を没収された者

再試験を願い出ようとする者は、所定の再試験願に所定事項を記載のうえ指定された日までに教務課へ提出しなければなりません。

再試験は、大学が指定する期間及び方法によって、原則として1回限り行われます。

2. レポート提出について

レポート提出を課された科目は、指定された日に、テーマ及び制限枚数等を発表します。

提出時間に遅れたり、直接教員や教務課へ郵送する者がいますが、この場合無効となりますので注意してください。

レポート試験も追・再試験を行うことがあります。

レポート提出要領

本学指定原稿用紙またはレポート用紙に、表紙（指定のもの）をつけ提出締切期限までに、教務課レポート受理ボックスへ提出してください。

3. 試験における不正行為

不正行為を行った者に対しては、当該科目は無効となり教授会の議を経て、無期停学の懲戒が行われます。